

令和4年度 第16回庁議要旨

日時：令和4年11月22日（火）

午前10時～午前10時45分

会場：庁議室

【審議事項】

1 職員の定年引上げ等について（総務部）

国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことなどを踏まえ、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めている地方公務員についても、同様の措置を講ずることとされている。

令和5年4月1日施行の「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）」に基づき、職員の定年年齢を65歳まで引き上げるなど、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験等を継承し、組織全体としての活力を維持する。

(1) 主な内容

ア 定年退職年齢の引上げ

令和5年度から2年度に1歳ずつ段階的に定年退職年齢を引き上げ、令和13年度から定年退職年齢を65歳とする。

【各年度の定年退職年齢】

年度	R5・R6	R7・R8	R9・R10	R11・R12	R13以降
定年退職年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

イ 60歳から引き上げられた定年退職年齢までの間の給料月額引下げ（7割措置）

当分の間、60歳に達した日以後最初の4月1日以降は、その前日における給料月額の7割水準に設定する。

ウ 管理監督職勤務上限年齢による降任等（役職定年制）の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、60歳に達した日以後最初の4月1日に管理監督職の職員を降任する。例：行政職給料表適用の課長級（6級）以上の職員は、課長補佐級（5級）の職へ降格する。

エ 再任用制度の廃止及び暫定再任用の特例

現行の再任用制度は廃止されることになるが、定年退職年齢が65歳となるまでの間（令和13年度までの間）は、経過措置として現行の再任用制度を暫定的に継続する。

オ 定年前再任用短時間勤務職員の採用

60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職（定年前再任用短時間勤務職員）に採用する制度（任期は定年退職年齢まで）を導入する。

なお、当該職の勤務時間、給与等については、現行の再任用短時間勤務職員と同様とする。

カ 定年退職年齢の引上げに伴う退職理由の特例

当分の間、60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

キ 事前情報提供・意思確認制度の導入

当分の間、任命権者は、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するものとする。

ク 55歳（労務職は57歳）を超える職員の昇給抑制

国家公務員においては、55歳（労務職は57歳）を超える職員については、世代間の給与配分を適正化する観点から、給与水準の上昇を抑えるため、標準の勤務成績では昇給しないこととしているが、定年退職年齢の引上げ後の60歳を超える職員についても同様の取扱いとするよう示されており、本市においては、今回の定年引上げに合わせて、国と同様の取扱いを行うこととし、標準の勤務成績では昇給を行わないこととする。

ケ 改廃が必要となる条例

- ① 石巻市職員の定年等に関する条例
- ② 石巻市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- ③ 石巻市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- ④ 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ⑤ 石巻市職員の育児休業等に関する条例
- ⑥ 石巻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
- ⑦ 石巻市特別職の職員の常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例
- ⑧ 石巻市職員の給与に関する条例
- ⑨ 石巻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ⑩ 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- ⑪ 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- ⑫ 石巻市職員の再任用に関する条例

※ ⑫は廃止予定

コ 参考

上記イの給料月額引下げ（7割措置）及び上記ウの役職定年制の導入により、課長級職員の給料月額は次のとおりとなる。

〈課長級職員の場合〉

60歳到達後の4月1日（異動日※）	
現行（6級60号給）	定年引上げ後（5級93号給）
①給料月額 403,500円 ②給料月額 282,500円 （①の7割） ※100円未満四捨五入	④調整額 7,400円 （②と③の差額） ③給料月額 275,100円 （5級93号給393,000円の7割）

役職定年後に降格となった6級60号給の職員が受ける給料月額282,500円（③+④）

※③が本来の給料月額となるが、当分の間、④の調整額が加算される。

※ 「異動日」とは、管理監督職から降任等を行う日をいう。

(2) 今後の予定

令和4年12月 市議会第4回定例会に石巻市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について提案（施行予定年月日：令和5年4月1日）

令和5年 3月 関係規則等の一部改正（施行予定年月日：令和5年4月1日）

2 第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画の策定について（保健福祉部）

保育所利用希望者の増加傾向や、少子化の進行、民間保育事業者の参入などを加味した「石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」を平成29年度に策定し再編を進めてきた。

しかしながら、公立幼稚園、保育所及びこども園（以下「公立施設」と表記）の中には昭和30年代、40年代に設置した施設が多く、老朽化の進行から、修繕を必要とする箇所が年々増加しているほか、慢性化する保育士不足の問題もある。

こうした状況を踏まえ、公立施設の更新、統合、廃止、民間事業者の誘致を計画的に進め、再編により生じる人的資源を有効に活用し児童福祉サービス及び幼児教育の水準を向上させる必要がある。

計画に基づく再編を進め、乳幼児期からの質の高い教育・保育環境の充実を図る。

(1) 主な内容

令和5年度以降の5か年の公立施設の再編計画を示す。

なお、公立施設の再編を検討するに当たっての前提条件と基本的な視点は以下のとおり。

ア 前提条件

少子化傾向にあることから、児童数の減少が見込まれるが、保育施設入所率は年々上昇しており、令和4年には0歳～5歳児の人口の51.02%が利用しており、利用率は今後も上昇することを踏まえ、定員総数は当分の間、現状程度以上を確保する。また、乳児や障害児保育等の多様な保育ニーズへの対応を行い、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを促進する。

イ 基本的な視点

○老朽化施設（耐用年数超過施設）への対応

- ・老朽化施設を中心に統廃合を進める。

○民間事業者の誘致（民間活用）

- ・廃止する公立施設の代替機能・代替定員を民間活用で確保する。

○公立施設の役割（維持・機能強化）

- ・再編により、公立施設数・定員は減少することから、通常保育に従事していた保育士を乳児、障害児保育等の多様な保育ニーズ対応に充てる。
- ・特別な支援を必要とする児童への対応や、安定的な運営が難しい地域で必要な保育の提供を確実にを行い、地域における子育て支援の中心的な役割と市内全域における保育水準の向上をけん引する。
- ・公立幼稚園の機能については、公立及び私立こども園へと移行することにより、引き続き必要な幼児教育の機会を提供する。

(2) 今後の予定

令和4年12月 パブリックコメントを実施

令和5年 2月 計画の策定

[報告事項]

1 第2次石巻市総合計画実施計画（令和5年度～令和7年度）について（復興企画部）

第2次石巻市総合計画基本計画（令和3年度～令和7年度）が示す施策の実現に必要な具体的な事業の概要を明らかにし、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針とするため、実施計画を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 計画期間とローリング方式

- ① 計画期間：令和5年度から令和7年度までの3か年度
- ② ローリング方式：社会情勢の変化や財政状況を勘案し、毎年度、見直しを実施し、個々の事業調整を行う。

イ 掲載対象：基本計画に掲げている施策に基づく各種事業のうち、市が実施する主な事業を施策単位ごとに掲載する。なお、国、県及び民間が事業主体となって行う事業であっても、市が事業費を負担、助成する事業は掲載する。行政内部事務、施設の運営・維持管理事業等は除く。

ウ 構成：実施計画の概要（新規事業等）、施策別事業実施計画、第2期復興・創生期間に係る対応事業一覧、人口戦略事業一覧、デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進事業一覧

エ 実施計画計上事業数及び建設事業費（3か年度分の事業費）

（単位：千円）

区 分	総事業数	建設事業	
		事業数	事業費
第1章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち	37	6	1,293,516
第2章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち	52	32	14,928,927
第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち	97	6	1,718,244
第4章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち	73	23	5,578,181
第5章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち	58	12	6,532,653
第6章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち	16	4	313,131
合 計	333	83	30,364,652

※ 各種特別会計、企業会計の建設事業を含む。

(2) 今後の予定

令和4年12月 ホームページ上で公表（予定）

2 財政収支見通しと今後の対応について（総務部）

財政の健全な運営と事務の計画的・効率的な遂行を図るため、今後見込まれる事業費とその財源を加味した、令和5年度から令和7年度までの3か年の財政収支見通しを策定するとともに、復興期間終了後を見据えた今後の財源不足等への対応を示し、市議会全員協議会を経て広く市民に周知するもの。

(1) 主な内容

- ア 財政収支見通しの概要
- イ 歳入の見通し
- ウ 歳出の見通し
- エ 収支見通し
- オ 今後の対応

(2) 今後の予定

令和4年12月中旬 市ホームページに掲載

3 住居確保給付金支給事業の特例措置の延長について（保健福祉部）

生活保護に至る前段階の自立支援策の強化及び相談に至っていない潜在的困窮者に対する包括的支援を図るため、平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、離職などにより経済的に困窮し、住居を失った方やそのおそれのある方に対し、賃貸住宅の家賃相当分を支給する住居確保給付金の支給を実施しているが、今般、住居確保給付金の支給に係る特例措置が延長となる旨の通知がなされた。

特例措置の延長により、生活に困窮する世帯の住居の安定確保を図る。

(1) 主な内容

令和4年12月31日までとしていた再支給の申請期限及び住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例措置を令和5年3月31日まで延長する。

なお、その他の対象要件、支給内容等については、従前のとおり。

(2) 今後の予定

令和4年12月 住居確保給付金の特例措置について省令改正予定

【その他】

- ・来年度の組織の改編に向けた部長ヒアリングについて（総務部）

以上